

## 金沢市環境保全条例施行規則の一部改正（案）の概要

### 1 趣旨

本市では、公害の防止その他の環境の保全を図り、市民の健康で文化的な生活を営む権利の確保に寄与するため、金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号。以下「条例」といいます。）及び金沢市環境保全条例施行規則（平成10年規則第3号。以下「規則」といいます。）を定めています。

このたび、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）及び土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）が改正されたことに伴い、規則の関係規定について、所要の改正を予定しています。

### 2 改正の内容

#### ① 騒音関連

食品衛生法施行令の一部改正（令和元年10月9日公布、令和3年6月1日施行）に伴い、深夜における騒音等の規制の対象となる営業に係る規定を改めます。

食品衛生法施行令第35条第2号において定められていた喫茶店営業が、上記一部改正による営業許可業種の見直しで飲食店営業と統合されて表記されなくなるため、規則の規定から「喫茶店営業」という字句を削除します。

#### ② 土壌汚染関連

土壌汚染対策法施行規則（以下「省令」といいます。）の一部改正（令和2年4月2日公布、令和3年4月1日施行）に伴い、条例第50条に規定する勧告の対象となる土壌の汚染の基準を改めます。

この点につき、前回の土壌汚染関連の規則改正時（平成31年3月29日公布、同年4月1日施行）、金沢市環境審議会から、「次回の法令改正（基準値の変更）時に本件と同様の改正を行う場合には、当該規則の別表を土壌汚染対策法施行規則の別表と連動させることについて、検討を行うこと」との意見が付されたことを踏まえて検討した結果、今回、基準を省令別表第4及び別表第5を引用する規定に改め、従来独自に設けていた「全量に関する基準」を削除します。

### 3 施行日

① 令和3年6月1日（予定）

② 令和3年4月1日（予定）